

令和3年度京都式農福連携補助金申請要領

この要領は令和3年度京都式農福連携補助金を申請するに当たっての留意事項等をまとめたもので、申請の際は本要領により関係書類を提出願います。

1 事業実施期間

交付決定日から令和4年3月31日まで

2 補助対象事業

(1) 農福連携スタートアップ事業

- ・ 新たに農福連携として取り組む事業について、初期投資費用を対象とします。
- ・ 過去に京都式農福連携補助金の交付を受けた事業所は対象外です。

(2)-1 地域共生社会推進事業

農福連携に取り組むことにより、障害者の社会参加の促進や、農福連携の普及啓発に資する事業を対象とします。

(2)-2 地域課題対策事業

農福連携を通じて地域課題の解決に取り組む事業を対象とします。地域で取り組む有害鳥獣対策、耕作放棄地対策、放置竹林対策及び地域の特産物の振興等を始めとした地域課題の解決に資すると認められる事業を対象とします。

(3) 6次産業化促進事業

利用者の工賃向上を図るため、加工設備やカフェ等の整備、民間団体と連携した加工・販売モデルの構築や新製品の開発等、6次産業化に取り組む事業を対象とします。なお、本補助金を活用することによって工賃向上につながる事が分かる計画書を提出すること。(任意様式)

3 補助の交付対象となる経費の例

(1) 農福連携スタートアップ事業

- ・ ビニールハウス等の農作物の生産施設の整備に係る経費
- ・ 農業用倉庫の設置に係る経費
- ・ 農業用（耕作用）機械・器具の購入に係る経費
- ・ 農作物の加工施設の整備に係る経費（加工に必要な機械・器具を含む）
- ・ 土・種・苗・肥料など農業資材に係る経費（初期投資に関するもののみ）
- ・ 農作物及び農作物の加工品の販売スペースの整備に係る経費

- ・ 地域交流を図るためのスペース（カフェ、サロン等）の整備に係る経費
- ・ マルシェ、交流事業の開催に係る経費（府民が当該イベントに参加可能であること。必ず広く周知・広報活動を行うこと。）
- ・ 販路拡大、交流事業の周知（チラシ製作等）、ホームページ製作など広報に係る経費
- ・ その他知事が必要と認める経費

(2)-1 地域共生社会推進事業

- ・ 地域交流を図るためのスペース（サロン等）の整備に係る経費
- ・ マルシェ、交流事業の開催に係る経費（府民及び利用者が当該イベントに参加するもの。必ず広く周知・広報活動を行うこと。）
- ・ 販路拡大、交流事業の周知（チラシ製作等）、ホームページ製作など広報に係る経費
- ・ 農福連携の普及啓発を通じて障害者に対する府民の理解の促進に係る経費（農福連携の府民向けPR経費）
- ・ 利用者及び事業所職員に係る農業等の研修開催・参加費用
- ・ 大学等の非営利の民間団体等との連携事業に係る経費
- ・ ノウフクJAS等の認証取得費用

(2)-2 地域課題対策事業

- ・ 有害鳥獣対策のための電気柵の設置費用
- ・ 放置竹林対策のための竹の伐採・加工費用（伐採道具の購入費や竹の処分費用、加工機器の購入費や加工に関する指導料、タケノコの採取費用）
- ・ 耕作放棄地を開墾するための経費
- ・ 地域の特産物を生産するための施設・設備整備、種苗等に係る費用

(3) 6次産業化促進事業

- ・ 農作物の加工施設の整備に係る経費
- ・ 農産物を使用したカフェ等の整備に係る経費
- ・ 他団体と連携した6次産業化スキームの構築・運用に係る経費
- ・ 新商品の開発、技術指導及び移動販売を含む地域交流を促進するための臨時的な人件費又は謝金（合計補助金額の5分の1までの金額とし、従来からの団体構成員に対するものは対象外とします。）
- ・ 販路拡大、交流事業の周知（チラシ製作等）、ホームページ製作など広報に係る経費

4 補助金の額等

- ・ 上記2の(1)～(3)のうち、いずれか1つの区分のみ交付申請を行うことができます。((2)-1 地域共生社会推進事業と(2)-2 地域課題対策事業は同時に申請ができます。)
- ・ 補助金の額は、京都式農福連携補助金交付要綱別表に記載されている補助基準額と実支出額を比較して少ない方の額に3分の2を乗じた金額(千円未満切り捨て)とします。
- ・ 補助金全体の交付申請額が予算の範囲を超えた場合は、補助金額の一部又は全部が交付されないことがあるので留意願います。

5 補助の交付対象とならない経費

- ・ 京都式農福連携補助金の趣旨に反する又は関係のない事業に係る経費
- ・ 補助金交付決定前に締結された契約に係る経費
- ・ 領収書等により事業実施主体が支払ったことが確認できない経費(旅費や臨時的な人件費、謝金を含む)
- ・ 事業実施期間中に発生した事故・災害などの処理に係る経費
- ・ 他の補助対象となった経費
- ・ 土地の購入、賃貸に係る経費
- ・ 法令等に違反した建築物、土地使用等に係る経費
- ・ パソコン、軽トラックなど汎用性の高い備品等に係る経費
- ・ 30万円未満の事業に係る経費
- ・ 食糧費

6 申請書類の作成及び提出

本事業へ申請する法人は、申請書類を作成し、提出期限までに持参又は郵送で提出願います。

(1) 申請書類

交付要綱別記第1号様式、別紙1～5、及びその他必要書類(見積書、決算書類、法人及び事業所概要、農地の所有・利用に係る書類等)

なお、6次産業化促進事業を申請する場合は、当該事業の活用による工賃向上計画書(参考様式を参照)を添付してください。

(2) 提出期限

令和3年6月30日(水)17時(必着)

(3) 提出先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府健康福祉部障害者支援課(きょうと農福連携センター)

(4) 問い合わせ先

京都府健康福祉部障害者支援課(きょうと農福連携センター)

電話：075-414-4600

FAX：075-414-4597

E-mail:noufuku@pref.kyoto.lg.jp

(5) 注意事項

- ア 申請書類に虚偽の記載、不備等がある場合は受理できない場合があります。
- イ 補助対象者以外の者からの申請又は補助の交付対象とならない経費についての申請は、無効とします。
- ウ 申請書類の FAX 又はメールでの受付は行いません。
- エ 提出された申請書は、いかなる場合においても返却はしません。
- オ 審査に当たり、必要に応じてヒアリング等を実施します。
また、状況確認等のために追加の資料を要求することがあります。
- カ 補助金の交付申請に当たり、利用している又は利用する予定の農地の権利に関する書類(農地の登記事項証明書、賃貸借契約書の写し等)を提出していただきます。
- キ 申請期間中の質問事項等に対する回答は、公式ホームページ(京のノウフク)のお問い合わせフォームより受け付けます。複数の事業所から寄せられると考えられる質問とその回答については、公式ホームページ(京のノウフク)に掲載します。

7 審査等

- (1) 提出された書類に基づき、きょうと農福連携センターにおいて審査を行い、京都府が補助金の交付決定をします。また、現地調査を行う場合があります。
- (2) 審査は、事業の趣旨及び実現性、継続性(法人の財政状況を含む。)、有効性等を勘案して総合的に行います。

8 実績報告

事業終了後、交付要綱別記第3号様式及び別紙1～4、その他領収書等支出を証明する書類の提出により報告を行っていただきます。

なお、事業成果等については、随時報告いただくとともに、補助金交付後においても実地視察を行う場合があります。

(別紙)

(参考) 京都式農福連携補助金交付要綱別表に定める補助対象者とする法人の条件について

(1) 障害者総合支援法第5条第1項に規定する「障害福祉サービス」

- ・ 居宅介護
- ・ 重度訪問介護
- ・ 同行援護
- ・ 行動援護
- ・ 療養介護
- ・ 生活介護
- ・ 短期入所
- ・ 重度障害者等包括支援
- ・ 施設入所支援
- ・ 自立訓練（機能訓練、生活訓練）
- ・ 就労移行支援
- ・ 就労継続支援（A型・B型）
- ・ 就労定着支援
- ・ 自立生活援助
- ・ 共同生活援助

(2) 児童福祉法第6条2の2第1項に規定する「障害児通所支援」

- ・ 児童発達支援
- ・ 医療型児童発達支援
- ・ 放課後等デイサービス
- ・ 居宅訪問型児童発達支援
- ・ 保育所等訪問支援

(3) 児童福祉法第7条第2項に規定する「障害児入所支援」

(参考様式)

農福連携補助金事業(6次産業化促進事業)の活用による工賃向上計画書

開発を予定している商品又は開発した商品	商品	販売方法 販売促進方法や、どこ の顧客層に販売するの か等記載	目標年間売上額	
			平均単価	目標売上 数量

	令和元年度(実績)	令和2年度(実績)	令和3年度(目標)
一人あたりの平均工賃 (月額)			
平均工賃の向上目標	令和2年度の平均工賃に比べ、〇〇円増を目標とする		

令和3年度収支予算見込み(農福連携補助金を活用した事業のみ抜粋)

収入	
予想売上額	
〇〇	
合計	
支出	
農地等維持費	
水道光熱費	
資材代	
交通費	
〇〇	
〇〇	
合計	

	名称	所在地	6次産業化における役割
【参考】連携先があれば6次 産業化事業の連携先	株式会社〇〇		材料の加工・販売
	農業法人〇〇		原材料の生産
	〇〇〇		原材料の生産

注意:6次産業化における役割は生産、加工、販売から選択し記入